



政府からのお知らせ

No.26

熊本地震で被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。
お近くに目の不自由な方がいらっしゃいましたら、このお知らせの内容をお伝えいただけますようお願いいたします。

お金

生命保険、損害保険に関するご案内

生命保険

※詳しくは、ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。

保険料払込猶予期間の延長

保険契約者からのお申し出により、保険料の払込みについて、猶予する期間を最長6ヵ月間延長いたします。

保険金・給付金、契約者貸付金等の簡易迅速支払

- お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお支払いをいたします。
- なお、各生命保険会社では、被災されたお客さまのご契約については、地震による免責条項等は適用せず、災害関係保険金・給付金の全額をお支払いします。

損害保険

※詳しくは、ご契約の損害保険会社にお問い合わせください。

地震保険

●損害保険各社では、地震保険をご契約されている建物または家財について損害を調査し、損害の程度に応じて保険金をお支払いいたします。

※地震保険以外の保険（火災保険、自動車保険、傷害保険など）

原則として地震、噴火、津波による損害は補償の対象となりません。ただし、地震や噴火、津波による損害を補償する特約が付帯されている場合は保険金をお支払いいたします。

●下記について、最長6ヵ月間（2016年10月末日まで）猶予できるものとします。

- ・継続契約の締結手続き
- ・保険料の払い込み

照会先

災害救助法が適用された地域において、家屋等の流失・焼失等により保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な場合等において、保険契約の有無のご照会に応じています。

【生命保険】

0120 - 001731（フリーダイヤル）

- 受付時間
月～金曜日（祝日を除く）9：00～17：00
- ご利用対象者
原則としてご照会対象者（被災された方）のご家族（配偶者、親、子、兄弟姉妹）とさせていただきます。
- 生命保険協会「災害地域生保契約照会センター」

【損害保険】

0570 - 001830（通話料有料）

- 受付時間
月～金曜日（祝日を除く）9：15～17：00
※当面は、土・日・祝日も窓口を開けて照会をお受けいたします。
- ご利用対象者
原則として、被災された方（ご本人）、被災された方（ご本人）の親族（配偶者・親・子・兄弟姉妹）からのご照会に限ります。
- 自然災害損保契約照会センター



①首相官邸ホームページ
「熊本地震被災者の皆さまへ 政府応援情報」
http://www.kantei.go.jp/jp/headline/saigai/kumamoto_hisai.html



②ツイッター
「熊本地震被災者の皆さまへ 政府応援情報」
[@kantei_hisai](https://twitter.com/kantei_hisai)